

公示送達書

一宮市告示第 105 号
令和 8 年 3 月 11 日

一宮市長 中野正康

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名	差押調書（謄本）	1 通
---------	----------	-----

送達を受けるべき者	住（居）所	氏名
	愛知県一宮市瀬部字墓之腰 52 番地	田口 克典
	以下余白	

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。